会 長	事務局長	事務局次長	係		

五木村社協福祉活動車仕様伺い

令和 年 月 日

五木村社会福祉協議会会長 様

団体名

使 用 車

代 表 者

下記により、福祉活動車の使用を承認ください。

記

使	用	目	的								
行			先								
日			時	令和	年	月	日	()	時	分から
Н			нЛ	令和	年	月	日	()	時	分まで
乗	車	人	数		名	使用車種				キャラバン	
運	行	経	路								
備			考								

- ※ 乗車人員は、キャラバン 10名
- ※ 使用車種は、該当するところを○で囲んでください。

五木村社協福祉活動車使用上の注意

1. 自動車の使用は、原則として月曜日から金曜日までとし、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

※土曜日、日曜日、祝日に使用する場合は、申請する前に協議すること。

- 2. 使用するものは、乗車人員(運転手を含む)全てについて傷害保険を掛けなければならない。
- 3. 宿泊を要する場合は、翌日の安全運転を考慮し、飲酒などの強要をしない。
- 4. 福祉活動車使用許可後において、社協業務上やむを得ず使用するときは、使用の許可を取り消すことがあるので予めご了承願いたい。
- 5. 福祉活動車の使用後は、使用車側で燃料を満タンにし、車両の清掃を必ず行うこと。
- 6. 運転手については、使用者側で確保すること。
- 7. 福祉団体の使用については、事前に協議すること。

五木村社会福祉協議会

五木村社協福祉活動車使用上の注意

1. 自動車の使用は、原則として月曜日から金曜日まで、午前8時30分から 午後5時15分までとする。

土曜日、日曜日及び祭日等の使用は原則として使用できない。

- ※ 1日の走行距離は300キロメートルを限度とする。
- 2. 使用者は、乗車人員(運転手を含む。)すべてについて損害保険を掛けなければならない。
- 3. 宿泊を要する時は、翌日の安全運転を考慮し、酒類などの強制をしない。
- 4. 使用許可後において、社協業務上やむを得ず使用する場合があるので予め 了承願いたい。
- 6. 運転手については、使用者側で確保すること。
- 7. 福祉団体の使用については、事前に協議すること。

五木村社会福祉協議会